

令和4年第3回

愛北広域事務組合議会定例会会議録

令和4年12月23日

愛北広域事務組合議会

令和4年第3回愛北広域事務組合議会定例会会期日程

会期 令和4年12月23日（1日間）

月 日	開 議 時 刻	摘 要
12月23日（金）	午後2時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開 会 ○ 議席の一部指定 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸般の報告 ○ 議案審議 <ul style="list-style-type: none"> 議案第5号の説明 <li style="padding-left: 2em;">精 読 <li style="padding-left: 2em;">質 疑 <li style="padding-left: 2em;">討 論 <li style="padding-left: 2em;">採 決 議案第6号の説明 <li style="padding-left: 2em;">精 読 <li style="padding-left: 2em;">質 疑 <li style="padding-left: 2em;">討 論 <li style="padding-left: 2em;">採 決 ○ 閉 会

令和4年第3回愛北広域事務組合議会定例会

開催日時 令和4年12月23日 午後2時00分

開催場所 愛北クリーンセンター 議場

本日の定例会に付した案件

議席の一部指定

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第5号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第6号 令和4年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

会議に出席した者の氏名

第1番	近藤時男君	第2番	酒井正宗君
第3番	丹羽孝君	第4番	矢嶋恵美君
第5番	杉浦敏男君	第6番	間宮幹男君
第7番	長谷川泰彦君	第8番	久世高裕君
第9番	柴田浩行君	第11番	吉田鋭夫君
第12番	鈴木貢君	第13番	宮地友治君
第14番	古池勝英君	第15番	東猴史紘君
第16番	岡本英明君	第17番	片岡健一郎君
第18番	鬼頭博和君	第19番	宮川隆君
第20番	須藤智子君	第21番	木村冬樹君

会議に欠席した者の氏名

第10番 諏訪毅君

説明のため出席した者の氏名

管理者	鯖瀬武君	代表副管理者	久保田桂朗君
副管理者	原欣伸君	副管理者	澤田和延君
副管理者	鈴木雅博君	会計管理者	渡邊隆吉君
事務局長	伊藤新治君	業務課長	堀尾道正君
事務局員	中村達司君	事務局員	小笠原健一君
事務局員	平野勝庸君	事務局員	相京政樹君

事務局員 片岡和浩君
事務局員 水野眞澄君
事務局員 村田武司君

事務局員 隅田昌輝君
事務局員 佐橋竜午君
事務局員 尾崎博之君

(開会 午後 2時00分)

○事務局員（小笠原健一君）

ただいまから、令和4年第3回愛北広域事務組合議会定例会の開会式を行います。

初めに、吉田議長にご挨拶をいただきます。

○議長（吉田鋭夫君）

皆様、こんにちは。

皆様におかれましては、令和4年第3回愛北広域事務組合議会定例会をお願いしたところ、定刻にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されます案件は、愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてと、一般会計補正予算であります。慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○事務局員（小笠原健一君）

続きまして、管理者であります鯖瀬扶桑町長から挨拶を申し上げます。

○管理者（鯖瀬 武君）

皆様、こんにちは。

開会に当たり、私からも一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変ご多用の中、令和4年第3回議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

まずは、報道などで公表されました尾張北部聖苑の動物炉においてペットと一緒にごみを焼却していた事案でございますけれども、この件に関しましては、ご利用者の皆様に大変なご心痛と、組合議員の皆様にも大変ご迷惑並びにご心配をおかけしましたことを、この場をお借りしまして深くおわびを申し上げます。

本定例会に提出させていただく議案でございますが、議長さんからもお話がございましたけれども、人事院勧告に伴う愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてと、令和4年度一般会計補正予算の2件でございます。慎重なるご審議を賜り、適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○事務局員（小笠原健一君）

これもちまして、開会式を終わります。

議事に入ります前に、11月の犬山市長選におきまして、原市長が当選されました。

今回の組合議会が初めての出席となりますので、原犬山市長よりご挨拶をいただきます。

○副管理者（原 欣伸君）

皆様方、改めまして、こんにちは。

先ほどご紹介をいただきました、12月19日より山田前市長の後を受けまして、犬

山市長に就任をさせていただきました原欣伸と申します。

まだ就任して1週間たっておりませんが、気持ちは高ぶっております。皆さんと様々な議論を交わしながら、広域連携の下、よりよい組合運営に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞご指導賜りますようお願いを申し上げながら、皆さんとともに真剣に取り組んでいくことのお誓いを申し上げたいと思います。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（吉田鋭夫君）

それでは、ただいまの出席議員は20名であります。

通告による欠席は、議席番号10番の諏訪毅議員であります。

定足数に達しておりますので、議会は成立します。

これより、令和4年第3回愛北広域事務組合議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議席の一部指定を行います。

犬山市の組合議員が、丸山議員から新たに久世議員となられましたので、愛北広域事務組合議会会議規則第3条第1項の規定により、議長において、久世議員におかれましては、ただいまご着席の議席8番を指定いたします。

それでは、ここで、新たに組合議員となられました久世議員に、自席にて自己紹介をお願いしたいと思います。

8番久世議員は、ご起立の上、自己紹介をお願いいたします。

○8番（久世高裕君）

犬山市より参りました久世高裕です。よろしくお願いをいたします。

○議長（吉田鋭夫君）

ありがとうございました。

それでは、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、議長において、1番 近藤時男議員、14番 古池勝英議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

会期については、議会代表者会においてご協議をお願いしました結果、お手元に配付しました会期案のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（吉田鋭夫君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第4、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、提出議案の報告に代えます。

次に、本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

なお、前回の定例会では、今後の出席者については管理者及び代表副管理者など人数を削減して開催することといたしましたが、この後、全員協議会もありますので、本日は全員に出席を求めています。

次に、監査委員から、令和4年9月、10月分に関する例月出納検査の結果報告と愛北広域事務組合についての主な経過報告の内容等につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5、議案第5号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 鯖瀬扶桑町長。

○管理者（鯖瀬 武君）

それでは、議案第5号についてご説明をさせていただきます。

議案第5号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与改定に基づき、改正する必要があるからでございます。

なお、概要につきましては事務局長よりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田鋭夫君）

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

それでは、議案第5号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

改正理由は、国家公務員の一般職の給与改定に基づき改正するものです。

主な内容は、第1条関係につきましては、行政職給料表の改正と、一般の職員の勤勉手当の12月期の支給割合を0.95月分から1.05月分とし、0.1月分増とするものです。

再任用職員の12月期の勤勉手当の支給割合につきましては、0.45月分から0.5月分とし、0.05月分増するものです。

また、第2条関係につきましては、令和5年度からの勤勉手当の支給割合を6月期と12月期で平準化するため、改正を行うものです。

施行期日等につきましては、第1条関係は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものです。第2条関係は、令和5年4月1日から施行するものです。

次に、下段の参考をご覧ください。

1の給料表改正の範囲をお願いいたします。

給料表改正の具体的な内容としましては、初任給の引上げと20歳代半ばまでに重点を置きまして、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について改正するものです。

2の期末勤勉手当の支給月数をお願いいたします。

先ほど説明させていただきましたとおり、令和4年度は12月期の勤勉手当を1.05月分にし、支給済みの6月期の勤勉手当0.95月分を合計しますと年間2.00月分の支給とするものです。

次に、令和5年度は、6月期、12月期ともに勤勉手当の支給割合を1.00に平準化し、年間2.00月分の支給とするものです。

3の組合職員への影響額をお願いいたします。

第1条の給料表の改正に伴う影響は、現在の組合職員の年齢構成から影響がある職員はおりません。

勤勉手当の支給割合改正に伴う組合職員全体7名の影響額は、年間で約25万7,000円となり、再任用職員を除きますと6名で、約24万8,000円となります。

再任用職員を除く一般の職員6名の1人当たり年間の影響額は、平均額としまして、約4万1,000円の増額となります。

次のページは、議案、次の1ページから6ページまでは条例（案）、7ページから15ページまでは新旧対照表となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○議長（吉田鋭夫君）

以上で提案説明は終わりました。

議案精読のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時11分）

（再開 午後 2時15分）

○議長（吉田鋭夫君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第5号の議案審議を行います。

議案第5号について質疑を許します。

質疑ありませんか。

（質疑なし）

○議長（吉田鋭夫君）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第5号について討論を許します。

討論ございますか。

（討論なし）

○議長（吉田鋭夫君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（吉田鋭夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号 令和4年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 鯖瀬扶桑町長。

○管理者（鯖瀬 武君）

それでは、議案第6号についてご説明をさせていただきます。

議案第6号 令和4年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算からそれぞれ169万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,873万3,000円とするものでございます。

概要につきましては、事務局長よりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田鋭夫君）

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

それでは、議案第6号 令和4年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

資料をお願いいたします。

補正理由としましては、令和4年6月1日施行の給与条例の改正による職員手当の減額。執行残による不用額の精査につきましては、中段の主な内容の歳出の主なもので、火葬場事業運営費では、需用費中の修繕料の減と委託料の減、し尿処理場運営費では、

委託料の減となっております。

物価上昇による不足額の増額は、火葬場事業運営費で、需用費の中の燃料費と光熱水費の増額となっております。

前年度繰越金の予算計上につきましては、令和3年度決算に伴う繰越金の確定によるものです。

最後に、債務負担行為につきましては、尾張北部聖苑の喫茶白ゆりが令和5年3月末に終了することに伴い、聖苑利用者に不便が生じないように速やかに自動販売機を設置することができるよう、自動販売機コーナー設置工事を本年度中に契約するため、令和4年度から5年度の期間で債務負担行為をお願いするものです。

補正内容としましては、歳出から説明しますので、10ページ、11ページをお願いいたします。

上段、款2項1目1一般管理費90万1,000円の減額。内訳としましては、節3職員手当等で21万3,000円の減額、職員手当等につきましては、令和4年12月に勤勉手当率が引き上げられる予定ではありますが、5月に令和3年分の人事院勧告の減額改正が実施されているため、総務費、この後の保健衛生費、清掃費とも差引きしますと減額となっておりますのでよろしくご願ひいたします。

節10需用費で、中会議室LED化修繕等の執行残による不用額の精査で、修繕料38万8,000円の減額、節18負担金補助及び交付金で派遣職員給与費負担金は30万円の減額となります。

中段、款3項1目1火葬場事業運営費514万6,000円の増額、内訳としましては、節3職員手当等で25万2,000円の減、節10需用費では火葬設備整備及び火葬棟送風機等修繕など執行残による不用額の精査で修繕料の減はありますが、灯油など燃料費と電気料金の高騰などによる光熱水費の増額により1,030万2,000円の増となっております。

節12委託料で、執行残による不用額の精査と非常用発電機更新工事設計委託料425万7,000円の皆減につきましては、非常用発電機の更新に当たり内容の比較検討をするため設計を外部発注する予定をしておりましたが、更新に向けての消防署との最終打合せの結果、既存機器と同等の発電機を設置することで更新が可能であることが確認できましたので、全額減額補正をするものです。

節18負担金補助及び交付金で、派遣職員給与費負担金20万円の減額となります。

下段、款3項2目1し尿処理場運営費は255万1,000円の減額、節3職員手当等で17万1,000円の減、節12委託料で沈砂等運搬及び処分と硝化脱窒素槽劣化度調査委託料の執行残による不用額の精査で238万円の減額となります。

し尿処理場運営費における燃料費等の高騰による影響に関しましては、愛北クリーンセンターの施設包括管理運営業務委託先の西原環境に確認したところ、厳しい状況では

あるが、現在の試算では契約最終年度の変更手続で対応できそうな範囲であるということでした。

次に、歳入に入ります。

戻りまして、8ページ、9ページをお願いします。

上段、款1項1目1負担金は1,248万5,000円の減額、内訳としましては、節1議会運営費負担金は9万4,000円の減、節2共通経費運営費負担金は201万7,000円の減、節3火葬場事業運営費負担金は289万4,000円の増、節4し尿処理場運営費負担金は1,326万8,000円の減となります。

なお、4ページ、5ページに各市町の負担金の補正額の明細がありますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、8ページ、9ページにお戻りください。

中段、款5項1目1繰越金は、令和3年度決算に伴う繰越額の確定により1,417万9,000円の増額となります。

3ページをお願いします。

第2表、債務負担行為でございます。

概要のところの説明させていただきましたが、資料も机上配付させていただきましたので、併せてご覧いただきたいと思っております。

現在、尾張北部聖苑では、犬山市母子寡婦福祉会に行政財産の目的外使用の許可をし、待合ロビーの一部を貸し出し、喫茶白ゆりの営業と自動販売機2台の設置をしていただいております。

今回、福祉会の会長から、今年度をもって会を解散することとなったので、令和5年3月31日をもって営業の終了と自動販売機の撤去の申出がありました。

次の団体を検討するに当たり、福祉会に喫茶コーナーの経営状況について伺ったところ、不定期な営業時間や日によって利用者が増減すること、また昨今の仕入れ価格の高騰や新型コロナの影響による家族葬の増加、また参列遺族の減少等により喫茶の売上げは年々減少してきており、利益を上げていくには大変厳しい状況であるとのことでした。

こうしたことから、組合としましては、喫茶コーナーを終了し、その代わり、現在の缶とペットボトルの自動販売機に加え、紙コップ式やパン・お菓子など、種類や台数を増やすことで利用者の不便を解消していきたいと考えております。

また、4月1日から自販機を設置しようと考えますと今年度中に業者を決定しなければならないこと、さらに早急に喫茶コーナーを撤去し、自動販売機コーナー設置工事を本年度中に契約するために、令和4年度から5年度の期間で258万5,000円を限度額とする債務負担行為をお願いするものです。

なお、ご承認いただけましたら、1月から行政財産貸付収入に係る一般競争入札による自動販売機業者の選定事務を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願

いたします。

最後に、12ページから18ページには給与費明細書がありますが、これにつきましては、後ほどご参照ください。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田鋭夫君）

以上で提案説明が終わりました。

議案精読のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時26分）

（再開 午後 2時30分）

○議長（吉田鋭夫君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第6号の議案審議を行います。

議案第6号について質疑を許します。

質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（吉田鋭夫君）

木村議員。

○21番（木村冬樹君）

21番 木村です。

債務負担行為についてお聞かせいただきたいと思ひます。

自動販売機コーナー設置工事ということで、令和5年度までの債務負担行為となっております。それで、先ほど配付された資料を見たところ、4月に工事が始まってという形になるかと思ひますけど、これは4月中に終わるといふ、工期なんかがどうなっているのか、その辺について少し、分かりましたら教えていただきたいと思ひます。

○議長（吉田鋭夫君）

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

工事の工期につきましては、これから業者と検討していきますが、3月31日まで白ゆりさんが営業しておりますので、4月1日以降に片づけに入ると思われます。その片づけが終わり次第、工事に入っていきますので、4月中に工事が完成するといふことは、今のところ、少しお答えにくい状況ではあります。

○議長（吉田鋭夫君）

よろしいですか。

○21番（木村冬樹君）

はい。

○議長（吉田鋭夫君）

他にご発言はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（吉田鋭夫君）

久世議員。

○8番（久世高裕君）

8番 久世高裕です。

補正予算の火葬場事業運営費の需用費についてお尋ねをしたいと思います。

燃料費は主に灯油だと思うんですが、この単価の推移についてと、光熱水費についての内訳、主に電気料金なのか、それも契約を今どのようにしているか、安くできる余地はないのかどうかについて確認したいので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田鋭夫君）

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

尾張北部聖苑の需用費なんですが、灯油におきましては、令和2年度が、単価が平均で約54円で、使った量が約226キロリットル、金額としまして、合計で約1,230万円程度、令和3年度が、単価が約78円、使った量が約244キロリットル、合計で約1,900万円、令和4年度、これは見込みとなるんですが、平均で90円、270キロリットルで、約2,400万円程度いくんじゃないかという見込みをしております。

電気代につきましては、中部電力ではなく、リミックスポイントという会社をお願いをしております。電気料金につきましても、令和2年度は37万キロワットアワーで約790万円、令和3年度は約42万キロワットアワーで合計1,080万円、令和4年度は、これも見込みになりますが、約42万キロワットアワーで1,700万円程度になるんじゃないかという見込みをしております。

以上です。

（挙手する者あり）

○議長（吉田鋭夫君）

久世議員。

○8番（久世高裕君）

すみません。再質疑ということですがけれども、今の推移については、市場単価とは大きく乖離はないかどうかについてお願いします。

○議長（吉田鋭夫君）

答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（伊藤新治君）

契約の中でやっておりますので、ほかのところと比べても乖離はないと考えております。

○議長（吉田鋭夫君）

他に質疑はございませんか。

（質疑なし）

○議長（吉田鋭夫君）

それでは、質疑なしという声がありましたので、これをもって質疑を終結いたします。議案第6号について討論を許します。討論はございますか。

（討論なし）

○議長（吉田鋭夫君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、議案第6号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（吉田鋭夫君）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもって、令和4年第3回愛北広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

○事務局員（小笠原健一君）

ただいまから閉会式を行います。

吉田議長にご挨拶をいただきます。

○議長（吉田鋭夫君）

閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

皆様には、議事運営に格別のご協力を賜り、本日予定されておりました全日程を滞りなく議了することができましたことを、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

なお、議会代表者会において、尾張北部聖苑におけるコロナ感染者の火葬についての話がありましたので、ご報告させていただきます。

納体袋に入っているご遺体からは感染のおそれはないと厚生労働省から通知がありますが、組合では、参列者から感染する可能性を考慮し、時間外で対応しております。先日、厚生労働省が、コロナ感染症で亡くなった人の遺体の処置や葬儀に関する指針について、制限を大幅に緩和する改正案を取りまとめたという報道がありました。

具体的には、これまでは濃厚接触者については葬儀や通夜、火葬への参列を控えるよ

う求めていたが、マスクなどの感染対策を条件に容認する。また、火葬場で一般の火葬と時間帯や遺族の動線を分けることや拾骨の制限も不要とするなど、大幅に指針が緩和されるとのことでございます。

これまでも、厚生労働省の通知があるにもかかわらず時間外の対応にご家族から疑問の声もあったことから、今後、厚生労働省から正式に通知がありましたら速やかに通常火葬と同様の扱いに変更していきたいとの説明がありましたので、よろしくお願い致します。

また、この議会閉会后に、引き続き全員協議会を行いますので、よろしくお願い致します。

最後に、年の瀬も押し迫り、厳しい寒さも続いております。皆様におかれましては、体調などを崩されないようくれぐれもご自愛いただき、最後になりますが、よいお年をお迎えいただきますよう心よりお祈り申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

○事務局員（小笠原健一君）

管理者から挨拶を申し上げます。

○管理者（鯖瀬 武君）

本日は、円滑なるご審議を賜りまして、また、上程させていただきました2議案とも可決の決定を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。

そして、今議会から犬山市の原市長、そして、犬山市の久世議員に加わっていただくことになりました。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

令和4年も残すところあと僅かとなりましたけれども、引き続き、当組合に対しましてご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、この後、全員協議会をお願いしております、尾張北部聖苑の動物炉におきましてペットと一緒にごみを焼却していた事案に関しまして、経緯及び経過につきましてご説明をさせていただきます。引き続きお時間をお願いしまして恐縮でございますが、よろしくお願いをいたします。本日はありがとうございました。

○事務局員（小笠原健一君）

以上で閉会式を終わります。

（閉会 午後 2時39分）